

第六号様式(第十八条関係)

(用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。)

第 号

身 分 証 明 書

写 真

住 所  
氏 名  
氏 名  
所 属 及 び 職 名  
生 年 月 日

右は、港湾法第五十五条の二の二第一項の規定により港湾工  
事のための調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ること  
ができる者であることを証する。

交付年月日

有効期間

発行機関名

発行機関印

(表)

港湾法抜粋

(他人の土地への立入り)

第五十五条の二の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工  
事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要がある  
ときは、その業務に従事する職員又はその委任した者を他人  
の土地に立ち入らせることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職  
員又はその委任した者を他人の土地に立ち入らせようとする  
ときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者に  
その旨を通知しなければならない。ただし、これらの者に対  
し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による立入りは、所有者又は占有者の承諾が  
あつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはな  
らない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、  
その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき  
は、これを提示しなければならない。

(裏)